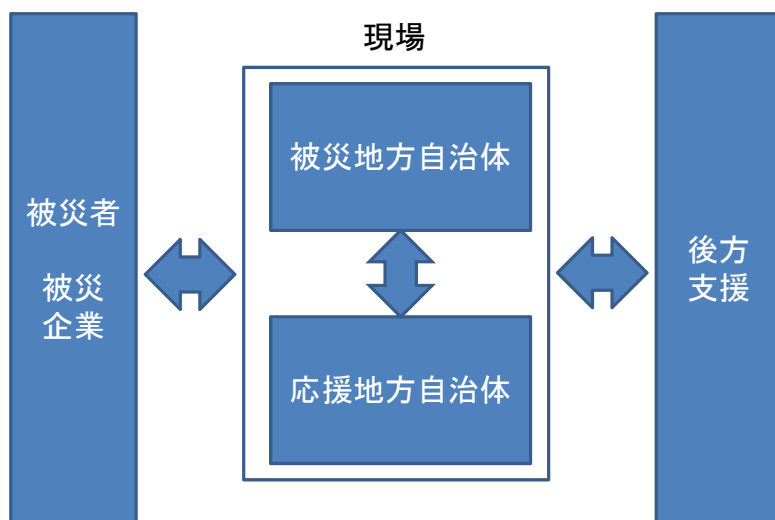


基本方針

- 1) 東日本大震災は災害対策基本法が制定されて以来初めて、政府が「緊急対策本部」を設置して対応にあたった災害である。我が国の防災体制において初めて経験した国の果たすべき役割がより大きくなった事態での対応から得られた教訓を最大限に反映する。
- 2) あり方の見直しは「聖域」なしに行うが、基本的には「継続的改善」の枠組みにしたがって検討を進める。我が国の災害対策の実効性をより一層高めるために、これまで対策法制の中で、今後とも継続・発展すべきものはなにか、今後修正・追加すべきものは何か、という視点から検討する。
- 3) 来るべき広域巨大災害に対応できる現場力の向上をめざす。現場にできるだけ裁量権をもたせるとともに、関係する組織間での協調連携の実現を可能にするための枠組みの整備を検討する。



- 4) 来るべき広域巨大災害を検討するシナリオとして、首都直下地震、東海・東南海・南海地震、北方4島地震、富士山噴火、桜島噴火、再現周期が1000年規模の風水害等を検討する。

検討すべき課題等

1) 「緊急災害対策本部」の設置基準とその権限

緊急災害対策本部を設置する規模の災害の検討と、その際の国の役割、権限のあり方
(複数都道府県が同時被災した場合の国の総合調整機能のあり方)

2) 災害救助法の適用範囲

東日本大震災では多くの被災者が災害救助法の適用範囲を超えて、被災地外へ疎開した。こうした被災者への支援体制のあり方(災害救助法適用地域以外に避難した場合の経費負担)

3) 災害救助法の所管

災害級情報は厚生労働省が現在所管している。これを防災関係の他の同様、内閣府防砂担当に移管することの是非

4) 災害対策単位の創設

災害対策基本では国、都道府県、市町村の三層構造を採用している。政令市は市町村に属している。実力的には、都道府県および政令市を災害対応の単位として同格に扱うことの是非

5) 災害対応の標準化

広域災害における状況把握、応援体制を効果的にするためには、現在各地で行われている災害対応のあり方を標準化することが有効である。わが国における標準的な災害対応体制を導入することの是非

6) 「被災者台帳」を用いた生活再建

災害からの生活再建においては、災害対応の主たる担い手である市町村が人・居宅・被害を結び付ける被災者台帳を新たに構築し、被災者に対して継続的・一元的な対応を行うことは公平公正な被災者支援と行政の事務軽減にとって不可欠である。その際に、事務的には個人情報保護が大きな障害になっている。そこで災害対応に際して防災関係機関が所有する個人情報を目的外に使用できるようにすることの是非

7) 個人からの救援物資の受付禁止

災害時の救援物資の確保・配布は戦略的に行う必要がある。そのためには、必要な時に、必要なものを調達し、必要とされる場所に配送するシステムの構築が求められる。一方で、個人からの救援物資の処理は被災自治体の業務遂行を阻害する大きな原因と

なっている。そこで個人からの救援物資の受付を基本的に禁止し、義援金のみを受け付けることにすることの是非

8) 災害時の国が収集処理体制の見直し

国には気象庁や国土地理院など高い情報収集能力を持つ機関が存在しているが、国としての状況把握のあり方、あるいはそれにもとづく認識の共有は必ずしも十分とはいえない。一方で ICT の進歩はめざましく、より効果的な情報処理・状況認識の共有システムを確立が求められている。国における情報処理体制の見直しを行うことの是非

9) 復興のある程度の完成を見て、その教訓を法体系への取り込み

阪神淡路大震災では震災発生から半年の時点で災害対策基本法の見直しがなされ、復興の教訓が法律に反映されることはなかった。今回は復興の進捗を十分に今後の法体系に取り組むことが必要であると思う。